

やってみよう！農業環境規範

～環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）

ができました～

作物の生産編

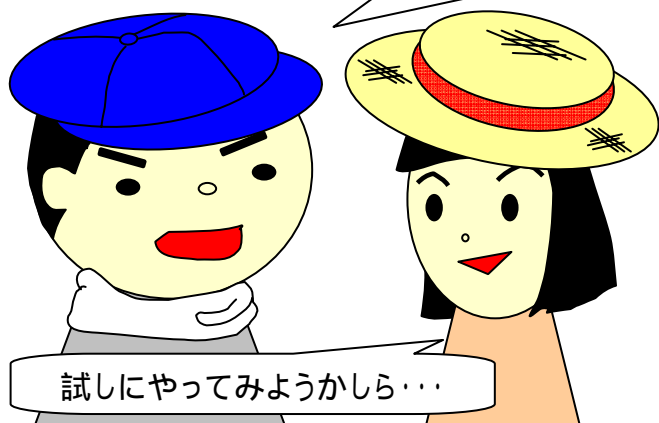


農業環境規範とは？

農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントで、農業者の皆さんが営農活動の自己点検に使用するものです。

さっそく、自分の農作業を点検してみよう！！

思ったより簡単そうだし…



試しにやってみようかしら…

最終ページの点検シートを活用して、早速点検しましょう。

点検シートに記載されている項目の取組が出来ていればチェック欄に印をつけましょう！

点検した日付と名前を記入しましょう！

次回の点検（1年間）まで保管しましょう。

環境と調和した作物の生産～7つのポイント～

1. 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産の基本です。


たい肥の施用や稲わらのすき込みなど有機物の供給に努めましょう。



2. 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は河川や地下水に流出し、環境に悪影響を及ぼすことがあります。

J Aが示している栽培暦等に則した施用量、施用方法を実行しましょう。

～ J A 野菜栽培暦 ～ 

月	1月	2月	3月	...
作業	定植		誘引開始	...

作業名	管理作業の要点
土壌消毒	土壌病害虫予防のため、剤等で消毒する。定植20～30日前には土壌消毒からガス抜きまでの作業を終了する。
土づくり	
基肥	
...	

3. 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりや発生予察情報等を活用した防除を行いましょう。

また、農薬取締法に基づく農薬の使用方法などを守りましょう。



「粘着トラップ」

4. 廃棄物の適正な処理・利用

使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づいて適正に行いましょう。

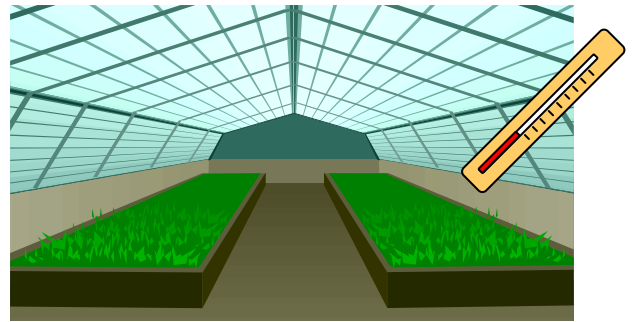
稲わら、野菜くず等の作物残さのたい肥、飼料等への再利用やほ場へのすき込みなどをしましょう。



「マルチの回収」

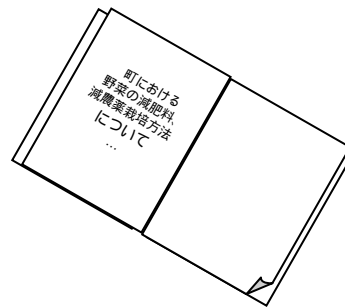
5. エネルギーの節減

加温施設、農業機械の使用にあたっては、適正な温度管理、点検整備や補修などに努めましょう。



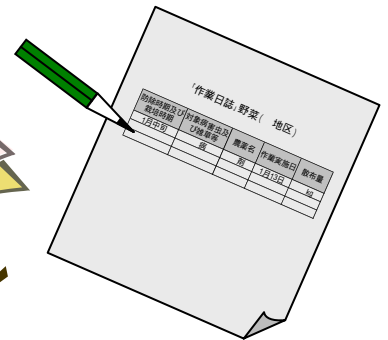
6. 新たな知見・情報の収集

普及指導センター、JA等が発信する情報誌、パンフレットなどにより、作物の生産に伴う環境への影響などに関する情報を収集しましょう。



7. 生産情報の保存

作物生産活動の点検・確認ができるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録(ノート、伝票等)を保存しましょう。



なぜ、農業環境規範が作られたの？

農業はもともと環境と調和した産業ですが、生産活動によって環境に悪い影響を及ぼしてしまうこともあります。近年、多くの人々が環境問題に関心を持っていますので、農業生産に対する理解と支持を得ていくためにも、環境に配慮した取組は欠かせません。

農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を広く実行していただくために作られたものです。

こんなときはどうするの？

Q1. 点検を行う必要がない項目がある場合は何をすればいいのかな？

(例: 水耕栽培を行っていて、土づくりに該当する取組が出来ない)。

A1. 点検シートの下欄に「水耕栽培なので土づくりは実施できない」などと記入してください。

Q2. 7つの項目の基本的な取組がなんらかの理由で取り組めないものがあるときはどうするの？

A2. チェック欄には印をつけないで、下欄にその理由や改善の予定などを記入します。また、改善の方法などについては、周りの農家はどのように取り組んでいるか尋ねたり、普及指導センターなどに相談しましょう。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (作物の生産)

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。

点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)

点検は、農業者自らが正しい、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か 印を付します。(本パンフレットには添付されていませんが、各項目に対応した具体的な取組の例を公表しています。必要な場合は下記問合せ先までご相談下さい。)

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

		チェック欄
1	土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。	<input type="checkbox"/>
2	適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	<input type="checkbox"/>
3	効果的・効率的で適正な防除 病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。	<input type="checkbox"/>
4	廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。	<input type="checkbox"/>
5	エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6	新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
7	生産情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

このパンフレットのお問合せは、農林水産省 生産局 農産振興課 環境保全型農業対策室
電話: 03 - 3502 - 8111 (内線3563、3565)

または、お近くの 地方農政局 生産経営流通部 農産課、
沖縄総合事務局 農林水産部 農産園芸課にご相談ください。